

第3節 主要事業実績

1 計量関係事業の届出、登録及び指定

計量法に基づく都道府県が行う自治事務のうち、特定計量器の製造、修理及び販売の各事業に係る届出の受理、計量証明事業の登録並びに適正計量管理事業所の指定があります。

また、経済産業大臣へ進達する法定受託事務として計量士の登録等申請、製造事業に係る届出及び指定製造事業者に係る申請の受理があります。

(1) 特定計量器の製造、修理及び販売事業の届出

ア 届出事業者数

届出製造事業者	届出修理事業者	届出販売事業者	計
56	60	567	683

イ 取扱い件数実績

区分	届出製造事業者	届出修理事業者	届出販売事業者	計
新規届出	0	1	2	3
変更届出	0	11	1	12
廃止	0	2	6	8
合計	0	14	9	23

(2) 計量証明事業

計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量の計量上の証明をすることをいいます。この事業を反復継続的に行おうとする者は、省令で定める事業の区分に従い事業所ごとに管轄の都道府県知事の登録を受ける必要があります（計量法第107条）。

ア 一般計量証明事業

運送、寄託又は売買の目的としての貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積及び熱量の計量証明の事業を一般計量証明事業といいます。

(ア) 登録事業者数

区分	登録事業者数
質量	227
体積	2
計	229

(イ) 登録等取扱い件数及び手数料収入実績

区分	件数	手数料（円）
登録	1	53,800
登録訂正	7	12,250
再交付	2	3,500
登録簿謄本交付	0	0
登録簿謄本閲覧	0	0
廃止	5	—
計	15	69,550

(ウ) 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
取扱い件数	登録	2	5	7	1	1
	登録訂正	15	8	5	3	7
	再交付	0	0	3	1	2
	登録簿謄本交付	0	0	0	0	0
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	17	13	15	5	10
手数料額 (円)	登録	107,600	269,000	376,600	53,800	53,800
	登録訂正	26,250	14,000	8,750	5,250	12,250
	再交付	0	0	5,250	1,750	3,500
	登録簿謄本交付	0	0	0	0	0
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	133,850	283,000	390,600	60,800	69,550

イ 環境計量証明事業

濃度（大気中の物質の濃度、水又は土壌中の物質の濃度）、音圧レベル、振動加速度レベルに係る物象の状態の量に係る事業区分を環境計量証明事業といたします。

また、大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類に係る濃度（特定濃度）の計量証明事業を行おうとする者は、事前に特定計量証明認定機関の認定を受ける必要があります（計量法第121条の2）。

(ア) 登録事業者数及び特定計量器数

事業区分	登録事業者数	特定計量器数		
		器種	数	
濃度	59 (4)	ガラス電極式水素イオン濃度計	指示計	90
		酸素濃度計	検出器	92
			ジルコニア式	27
		非分散型赤外線濃度計	磁気式	25
			二酸化硫黄	1
			窒素酸化物	0
		化学発光式窒素酸化物濃度計	一酸化炭素	26
音圧レベル	13	精密騒音計	56	
		普通騒音計	75	
振動加速度レベル	12	振動レベル計	60	
計	84 (61)		479	

注：濃度の登録事業者数の（ ）内は特定濃度事業者数

注：合計の登録事業者数の（ ）内は登録事業者実数

(イ) 登録等取扱い件数及び手数料収入実績

区分	件数	手数料（円）
登録	3	161,400
登録訂正	5	8,750
再交付	3	5,250
登録簿謄本交付	7	5,320
登録簿謄本閲覧	0	0
廃止	6	—
計	24	180,720

(ウ) 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
取扱い件数	登録	0	0	2	1	3
	登録訂正	2	2	8	3	5
	再交付	0	0	0	0	3
	登録簿謄本交付	7	11	7	19	7
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	9	13	17	23	18
手数料額 (円)	登録	0	0	107,600	53,800	161,400
	登録訂正	3,500	3,500	14,000	5,250	8,750
	再交付	0	0	0	0	5,250
	登録簿謄本交付	5,320	8,360	5,320	14,440	5,320
	登録簿謄本閲覧	0	0	0	0	0
	計	8,820	11,860	126,920	73,490	180,720

(3) 指定製造事業者

指定製造事業者とは、届出製造事業者のうち一定基準の製造能力、品質管理能力を有する事業者で、承認型式に属する特定計量器の製造に関して品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることを経済産業大臣から認められ、指定を受けた事業者です。

指定製造事業者は、その指定に係る特定計量器を社内規格に基づき自主検査を行い、合格した器物に検定と同等の効力を有する基準適合証印を付すことができます。(計量法第90条)

ア 事業者数

事業の区分	事業者数	事業者名
血圧計第一類	1	フクダ電子(株)
ガスメーター第一類	1	(株)竹中製作所
ガスメーター第二類	1	(株)竹中製作所
計	3 (2)	

注：()内は、指定事業者の実数

イ 指定申請に係る指定検査数及び手数料額

申請件数	手数料額 (円)
0	0

ウ 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
申請件数	0	0	0	0	0
手数料額 (円)	0	0	0	0	0

(4) 適正計量管理事業所

事業所における計量管理の実施は、計量作業を標準化してそのデータを科学的に分析し、フィードバックさせることにより、生産性の向上及び製品の品質向上と均一化を図るとともに、企業経営の合理化を促進するうえにも重要なことです。

法的には計量法第127条の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受け自主的に計量管理を実施しているのが適正計量管理事業所であり、当該事業所は定期検査が免除されるとともに、特定計量器の簡易修理ができます。

ア 事業者数

	事業者数	事業所数
大臣指定	0	0
知事指定	20	659
計	20	659

千葉市内所在事業所については、平成15年4月1日から千葉市へ指定等の権限を委譲。

大臣指定であった旧郵政公社については、平成19年10月1日から知事が指定したこととみなされました。

イ 取扱い件数及び手数料収入実績

項目	件数	手数料（円）
指定	0	0
法第127条の検査	0	0
廃止	2	—
計	2	0

ウ 年度別取扱い件数及び手数料収入実績

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数	指定	0	0	0	2	0
	法第127条の検査	0	0	0	1	0
	計	0	0	0	3	0
手数料	指定	0	0	0	5,100	0
	法第127条の検査	0	0	0	7,400	0
	計(円)	0	0	0	12,500	0

(5) 計量士登録等申請件数

区分	一般計量士	環境計量士		計
		濃度	騒音・振動	
登録申請	3	9	3	15
再交付申請	0	1	0	1
訂正申請	0	0	0	0
資格認定申請	0	0	0	0